

# 水道料金(消費税額分)改定のお知らせ

日頃、水道事業の運営につきましては、市民の皆様方の御理解と御協力を頂き誠に有難うございます。消費税法及び地方消費税法の改正に伴い、消費税率を8%から10%へ改定し、水道料金に加算して請求させていただきます。経過措置を適用するため、原則、令和元年12月分(毎月請求者は10月末～11月末使用分、隔月請求者は10月中旬～12月中旬使用分)から請求させていただきます。今後とも、水道を安定してお届けすることを基本に、一層の経費削減と効率的な運営に努めてまいりますので、何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年10月 下田市長 福井祐輔

## ○ 水道料金表 (1ヶ月につき)

### ① 普通給水

下記の料金表に基づき算出した金額に**1.10**を乗じて得た額の1円未満を切り捨てた金額が使用料金となります。

口径	料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)				
		基本料金 0～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～200m <sup>3</sup>
13 mm	1,060 円	135 円	151 円	168 円	195 円	221 円
20 mm	2,679 円					
25 mm	4,130 円					
30 mm	5,582 円					
40 mm	11,165 円					
50 mm	16,747 円					
75 mm	41,869 円					
100 mm	69,782 円					

### ② 特別給水

#### ア・工事その他臨時用

基本料金	10m <sup>3</sup> まで	2,791円
超過料金	1m <sup>3</sup> につき	279円

イ・船舶用	1m <sup>3</sup> につき	195円
-------	---------------------	------

## ○ 料金の計算例

(1) 毎月検針 (大口使用者や受水槽契約者は毎月検針となっています。)

※口径20mmの毎月検針で45m<sup>3</sup>使用した場合(口径20mmの平均使用量)

基本料金	10m <sup>3</sup> まで	2,679 円
超過料金	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup> ( 10 m <sup>3</sup> × 135 円 )	1,350 円
〃	) 21m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup> ( 25 m <sup>3</sup> × 151 円 )	3,775 円
計		7,804 円

1ヶ月料金	7,804 円	×	1.10	=	8,584 円
			( 内消費税 )		780 円
旧料金計算	7,804 円	×	1.08	=	8,428 円

**消費税増額分 156 円**

(2) 隔月検針 (一般家庭は、2ヶ月ごとの隔月検針となっています。)

※口径13mmの隔月検針で32m<sup>3</sup>使用した場合(一般家庭の平均使用量)

基本料金	20m <sup>3</sup> まで	2,120 円
超過料金	) 21m <sup>3</sup> ～ 40m <sup>3</sup> ( 12 m <sup>3</sup> × 135 円 )	1,620 円
〃	) 41m <sup>3</sup> ～ 43m <sup>3</sup> ( 0 m <sup>3</sup> × 151 円 )	0 円
計		3,740 円

2ヶ月料金	3,740 円	×	1.10	=	4,114 円
			( 内消費税 )		374 円
旧料金計算	3,740 円	×	1.08	=	4,039 円

**消費税増額分 75 円**

※ 料金計算の仕方は上記のとおりですが、簡単に計算できる速算表が「裏面」にありますので、ご利用ください。

※ 詳細につきましては、下田市上下水道課へお問い合わせください。

下田市河内576(落合浄水場内) ☎0558-22-1200